

景観法運用にあたって活用した科学的根拠

自治体名：石川県 導入時期：平成21年1月～

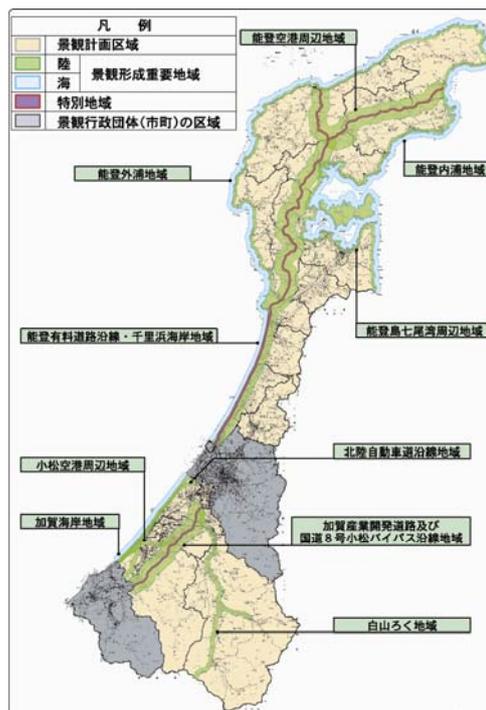
事例名称：見込角に基づく適用区域の設定

根拠区分：学術知見／実態調査／**他制度根拠**／その他（ ）

活用区分：**区域設定**／制限設定／処分等判断／その他（ ）

事例概要：本県では、いしかわ景観総合条例に基づく

いしかわ景観総合計画において、市町を超えた広域的な景観づくりを位置づけ、景観法に基づく石川県景観計画では「複数の市町にまたがる広域幹線道路や海岸線など広域的・連続的な景観の形成を図るべき地域」を景観形成重要地域として指定し、高圧線鉄塔の色彩制限等を実施している。その際、幹線道路沿いでは中景域を主体としたやや広域的な景観保全を図るために2kmの範囲を景観形成重要地域として設定している。



活用対象：景観法第8条第2項第1号に基づく景観計画区域の設定根拠として活用。

考え方：高圧線鉄塔（高さ70m）の垂直視角と鉄塔の見え方に関する研究成果で、「**見込み角1.5°～2°の場合、シルエットになっている場合にはよく見え、場合によっては景観的に気になり出す。**」とされていることに着眼し、視界が開けている幹線道路沿いについては、道路区域から鉄塔の見込角が景観的に気にならない2°となる距離の2km以内を景観形成重要地域の範囲として設定した。

引用元：景観対策ガイドライン（案）（1981 UHV 送電特別委員会環境部会立地分科会）

その他：委員会でも、それを根拠として提案したが、異議がなかったため採用した。